

## 株式会社栄進の最終処分場に係る地域の概要

### 1 申請の概要

- (1) 申請者 住所 砂川市西1条北12丁目1番28号  
名称 株式会社栄進 代表取締役 江畑 直人
- (2) 申請年月日 令和4年(2023年)12月8日
- (3) 施設の設置予定場所 砂川市北光495番3
- (4) 施設の種類 施行令第7条第14号ロ(安定型最終処分場)
- (5) 処理する産業廃棄物の種類  
がれき類、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、ゴムくず、以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。
- (6) 施設の処理方式 セル&サンドイッチ方式
- (7) 施設の処理能力 面積:22,487㎡ 容量:206,640㎥

### 2 申請地周辺の状況

- (1) 地勢  
地目は主に山林である。また、当該申請地は都市計画法に該当しない。
- (2) 住宅の存在  
申請地周辺500m以内に人家はない。最寄りの人家は申請地南約800mに位置する。
- (3) 生活環境の状況(利水状況など)  
申請地周辺に水道水源はなく、最も近い水道水源は申請地から北西に約2.5km離れた中空知広域水道企業団(滝里ダム・金山ダム)である。申請地周辺500m以内に飲用井戸はない。申請地及びその周辺は悪臭・騒音・振動に係る規制区域には指定されていない。

### 3 当該地域における廃棄物の処理状況

- (1) 周辺の処理施設  
申請地に隣接する土地に申請者の既存の中間処理施設(木くず、がれき類等の破砕施設、金属くずの切断施設)と安定型最終処分場が設置されている。
- (2) 廃棄物処理の動向  
空知管内に現在稼働中の安定型最終処分場は15箇所、安定型及び管理型最終処分場は10箇所、焼却施設は2箇所設置されている。申請者の施設において、各事業場等から排出される産業廃棄物の中間処理、最終処分が行われている。  
砂川市内で現在稼働中の最終処分場は、申請者の安定型最終処分場と他社の安定型及び管理型最終処分場の2施設となっている。

#### 4 当該申請に係る関係市町村及び住民の意見等

(1) 縦覧期間

令和5年(2023年)1月6日(金)～令和5年(2023年)2月6日(月)

(2) 市町村長の意見

令和5年(2023年)2月20日(月)まで。

(3) 利害関係者の意見

令和5年(2023年)2月20日(月)まで。

#### 5 申請者の廃棄物処理業の状況等

(1) 廃棄物処理業の許可取得状況

産業廃棄物処分業では、埋立、破碎、切断の許可を取得している。

また、産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している。

(2) 申請者への立入検査

令和3年(2021年)11月16日に建設予定地の現地調査を実施し、申請書記載どおりの現況であることを確認した。

(3) 申請者への不利益処分の状況

処理業許可取得時より現在まで不利益処分は行われていない。

#### 6 その他

(1) 関係市長との協議状況

令和3年(2021年)11月15日に砂川市と公害防止協定を締結済み。

(2) 他法令の規制

- ・森林法に係る協議中。
- ・土壌汚染対策法に係る協議予定。